

30 森林保業第 192 号-1
平成 30 年 7 月 20 日

道府県森林組合連合会代表理事会長 様
東京都森林組合代表理事組合長 様
大阪府森林組合代表理事組合長 様

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター 所長 大貫 肇

平成 30 年 7 月豪雨による災害に伴う森林保険事務の対応について（対象地域の追加）

平成 30 年 7 月 11 日付け 30 森林保業第 192 号「平成 30 年 7 月豪雨による災害に伴う森林保険事務の対応について」により、平成 30 年 7 月 11 日現在で災害救助法を適用する決定がされていた、8 府県 58 市 37 町 4 村内に所在する森林を保険の目的とする保険契約及び当該市町村内を住所とする保険契約者又は被保険者の継続による保険契約についての対応方針をお知らせしたところです。

その後、福岡県飯塚市、島根県江津市、島根県邑智郡川本町、山口県岩国市についても、災害救助法を適用する決定がされたことから（平成 30 年 7 月 19 日現在、全国で 11 府県 61 市 38 町 4 村（別紙参照）、追加指定された 4 市町につきましても同様の対応とすることをお知らせいたします。

なお、今後新たに災害救助法を適用する市町村が追加された場合にも同様の対応といたします。